

令和7年度 道徳教育全体計画

【関係法令等】 日本国憲法 教育基本法 学校教育法 教育関係諸法規 学習指導要領 長崎県教育方針 長崎県人権教育基本方針 長崎県教育振興基本計画	【校訓】 <小中学部> にこにこ げんきな 子ども 健康 協力 自立 のびのび なかよし 子ども こつこつ がんばる 子ども	【児童生徒や保護者、地域の実態】 ○知的障害特別支援学校 ○小・中学部、分教室、高等部の三つの校舎があり、連携の強化や一貫性のある教育に努めている。 ○島原半島全域から知的障害を主障害とする様々な障害のある児童生徒が通学している。 ○島原半島唯一の特別支援学校であり、地域の方々の関心は高い。 ○近隣の小・中・高等学校や老人会との交流学习が盛んである。 ○医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、医療的ケア看護職員が主治医の指示により医療的ケアを実施している。
【本県で重点化が求められる内容】 ○高い理想を求め、希望や志をもって生きようとする。 ○あいさつや言葉遣いなど礼儀の大切さを知り、真心と思いやりの心をもって接する。 ○生命ある全てのものをかけがえないものとして尊重し、大切にする。 ○約束やきまりを守り、社会におけるマナーやモラルなどの社会規範を大切にする。 ○我が国と郷土の伝統、文化や自然を誇りに思う。 ○勤労や奉仕の喜びを知り、集団や社会に貢献しようとする。	【教育目標】 基本的人権の尊重と教育の機会均等の精神に基づき、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせて、個々の障害の状態・特性・能力・発達段階等に応じた適切な教育を行うことにより、可能な限りその個性や能力を伸ばし、自己のもてる力を精一杯発揮しながら、社会の一員としてよりよく生活するために必要な「生きる力」を育む。	
	【目指す児童生徒像】 ○心身ともに健康でたくましく生きる児童生徒 ○自ら進んで身の回りのことに取り組む児童生徒 ○人に関心をもち、自ら関わろうとする児童生徒 ○興味・関心があることを見付け、自己選択や自己決定ができる児童生徒 ○ルールやマナーを守って生活する児童生徒 ○自分の役割を理解してやりとげる児童生徒	

【道徳教育の重点目標】 ○自己の生き方について考えを深め、自ら解決する意欲と態度を育てる。 ○多様な感じ方や考え方に触れ、他者を思いやる心を育てる。 ○物事を多面的・多角的に捉え、学校や社会のきまりを守って生活する態度を育てる。 ○生命の尊さや自然の崇高さを知り、命ある全てのものを尊重する心を育てる。		
---	--	--

各学部道徳教育の目標		
小学部	中学部	高等部
○自分の特徴について気付いたり、自分のやるべきことを自覚したりして努力する態度を育てる。【A】 ○身近な人に温かい心で接し、親切にすることの大切さについて考え、友達と仲良くしたり、助け合ったりする態度を育てる。【B】 ○約束や決まりを守り、誰に対しても分け隔てなく接するとともに、学級や学校の生活を楽しくしたり、みんなのために働いたりする態度を育てる。【C】 ○生きることのすばらしさを知り、生命を大切にしたり、動植物に優しい心で接したりするとともに、美しいものや清らかなものに感動する心を育てる。 【D】	○自分の特徴に気付いて長所を伸ばしたり、自分の決めた目標に向かって粘り強くやり抜いたりする態度を育てる。【A】 ○自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、互いに思いやりや信頼の気持ちをもって接したり助け合ったりする態度を育てる。【B】 ○約束や社会の決まりを守り、誰に対しても公正、公平に接するとともに、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくったり、進んでみんなのために働いたりする態度を育てる。【C】 ○生命の尊さを知り、自然や命ある動植物を大切にするとともに、美しいものや気高いものに感動する心を育てる。【D】	○自分の特徴を知って長所を伸ばしたり、より高い目標を立てて、くじけずに努力して物事をやり抜いたりする態度を育てる。【A】 ○人には様々な考え方があることが分かり、自分と異なる意見や立場を尊重して、誰に対しても思いやる気持ちを育てる。【B】 ○法や決まりを守り、誰に対しても公正、公平に接して正義の実現に努め、様々な集団で自分の役割を自覚しながら、みんなで協力し合って学級や学校をつくっていきったり、進んでみんなの役に立とうとしたりする態度を育てる。【C】 ○生命の尊さを理解したり、自然の偉大さを知ったりしながら、自然環境を大切にするとともに、美しいものや気高いものに感動する心を育てる。【D】

●個々の実態に合わせて創意工夫し、各教科等の指導と心の教育、人権教育の内容を関連付けながら指導を行う。	
〔国語〕 ・言語活動、伝え合う力、表現する力を高め、豊かな感性や生きる力を養う。	〔音楽〕 ・多様な表現及び鑑賞の活動を体験することを通し、音楽の美しさを感じ、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。
〔算数／数学〕 ・体験的な活動を通し、数量的感覚を豊かにし、見通しをもち、筋道立てて考える力を養う。	〔図画工作／美術〕 ・創作活動を通し、表現することの喜びを感じ、自然や造形物の美しさを感じ、個性を尊重し豊かな情操を養う。
〔生活〕 ・自然に親しみ、生命を大切にすることを育てる。 ・生活上の決まりや言葉遣い、振る舞いなどの生活上必要な習慣を身に付け、自立し生活を豊かにするし資質・能力を高める。	〔体育／保健体育〕 ・適切な運動の経験や健康・安全への理解を通し、自主的に健康で明るく豊かな生活を実践できる力を養う。
〔社会〕 ・国民の権利を理解し、平和や公平について考え行動しようとする態度を育てる。 ・我が国の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を育てる。	〔職業・家庭／職業／家庭〕 ・自分の役割や他者との協力の大切さを知り、明るく豊かな職業生活や家庭生活をよりよく築こうとする態度を養う。
〔理科〕 ・自然の事象・現象を理解し、生命や自然を大切にすることを育てる。	
自 立 活 動	教育活動全体及び時間の指導を通し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。また、心身の調和的発達の基盤を培い、それぞれの自立を目指す。
道 徳	学習上又は生活上の困難を改善・克服して強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに健全な人生観の育成を図る。また、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立った道徳的判断力や道徳の実践力を育てる。
特 別 活 動	望ましい人間関係を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。
総合的な学習（探究）の時間	自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく資質や能力を育成する。学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

生 活 指 導	児童生徒会活動の充実を図り、主体的に活動する力を育てる。
進 路 指 導	地域の企業や福祉施設等での社会体験学習（現場実習）を通し、働く喜びや職業観、社会性の育成を図る。
家庭・地域社会との連携	学校・家庭・地域との相互理解と協力体制の確立（連絡帳や学級通信等での情報の共有、家庭訪問の実施、個別の教育支援計画の作成、学校便りやホームページによる情報の発信）。 保護者、地域に向けた学校公開や授業参観。運動会・体育祭、フェスタ・眉山祭の地域への案内と学習成果の発表。バザーによる地域の方々や保護者とのふれあい。地域での福祉・保育体験。
環 境 整 備	清掃の時間、美化活動による環境美化、花の栽培活動。展示物の工夫や児童生徒作品の展示などによる情操の育成。
交流及び共同学習の推進	島原市立第一小学校、雲仙市立南串第一小学校、雲仙市立南串第二小学校、雲仙市立南串中学校、島原市立第一中学校、県立島原農業高等学校、県立島原翔南高等学校、県立口加高等学校、県立島原商業高等学校との交流。老人会との交流。居住地校交流。
高校生さわやか運動	あいさつ運動。地域の清掃活動。リサイクル活動。